

2 研修体系と概要

令和8年度は、市町村職員研修所が実施する研修26課程(37コース)、県職員育成センターが実施する研修7課程(7コース)の計33課程(44コース)の研修を実施する。

《一般研修(階層別研修)》

- 令和7年度受講希望が多かった係長級職員(Ⅰ部)研修を1コース増やし、5課程(12コース)の研修を実施する。
- 全課程、集合・対面によるものとする。

- ・ 課長級職員研修 2コース
- ・ 課長補佐級職員研修 2コース
- ・ 係長級職員(Ⅱ部)研修 2コース
- ・ 係長級職員(Ⅰ部)研修 3コース【増設】
- ・ 一般職員上級研修 3コース

《指導者養成研修》

- 指導者養成研修の計画に従い、1課程(1コース)を実施する。
令和8度は「接遇指導者養成研修」(2.5日)を実施する。

- ・ 接遇指導者養成研修1コース

《専門研修》

—能力開発型—

- 県主催による合同研修7課程7コースを含む、15課程17コースの研修を実施する。
- 1課程2コースをオンラインによる受講とする。

- ・ ◆政策形成能力向上研修
 - ・ ◇問題解決・発想力パワーアップ研修(県主催)
 - ・ 接遇研修2コース
 - ・ ◆交渉・説得・調整技術研修
 - ・ ◇交渉・折衝研修(県主催)
 - ・ ◆プレゼンテーション研修
 - ・ ◇プレゼンテーション研修(県主催)
 - ・ ワンペーパー資料作成研修2コース
 - ・ コーチング研修
 - ・ ◇モチベーションアップ研修(県主催)
 - ・ ◆協働による地域づくり研修
 - ・ ビルド&スクラップ研修
 - ・ ◇現場で学ぶ地域協働研修 in かみのやま(県主催)
 - ・ ◇民間で学ぶまちづくり研修 in やまがた(県主催)【新規】
 - ・ ◇現場で学ぶ地域協働研修 in かわにし(県主催)【新規】
- ※◆は協議会主催の合同研修、◇は県主催の合同研修。

—課題対応型—

- 4 課程 6 コースを実施する。2 課程 4 コースをオンラインによる受講とする。
- 3 年サイクルで実施することとしている、危機管理広報（メディア対応）研修、業務改善研修、長期病休者職場復帰支援研修のうち、ビルド&スクラップ研修との重複があることから、令和 8 年度は業務改善研修の実施を休止する。
- 人事評価に係る評価者研修は受講希望が多いことから、1 コース増設し、年 2 回実施する。
- 2 課程（4 コース）をオンラインによる受講とする。

- ・ 人事評価に係る評価者研修 2 コース【増設】
 - ・ ◆クレーム対応研修 I
 - ・ ◆クレーム対応研修 II
 - ・ ハラスメント防止研修 2 コース
- ※◆は協議会主催の合同研修

—実務型—

- 8 課程 8 コースを実施する。
- 3 年サイクルで実施することとしている、地方公会計研修、地方自治法・地方公務員法研修、文書作成力等基本事務処理研修のうち、受講希望が減少していることから令和 8 年度は地方自治法・地方公務員法研修の実施を休止する。
- 同じく 3 年サイクルで実施することとしている、給与事務担当職員研修、地方公営企業担当職員研修、職員研修担当職員研修のうち、令和 8 年度は給与事務担当職員研修を実施する。
- 6 課程（6 コース）をオンラインによる受講とする。税務（徴収）担当職員研修は集合・対面形式に変更する。

- ・ ◆法制執務担当職員研修 I
 - ・ 法制執務担当職員研修 II
 - ・ 住民基本台帳担当職員研修
 - ・ 税務（固定資産税課税）担当職員研修
 - ・ 税務（市町村民税課税）担当職員研修
 - ・ 税務（徴収）担当職員研修
 - ・ 財務担当職員研修
 - ・ 給与事務担当職員研修【サイクル】
- ※◆は協議会主催の合同研修